

緊急事態宣言発令を受けてのご案内

近藤プロパティ株式会社

政府の緊急事態宣言発令を受け大阪府が対象地域になった事に伴い、弊社では下記の業務体制といたします事をご案内申し上げます。

お客さま並びに従業員等の安全を最優先に感染拡大の防止を図り、国内での健康被害を最小限に抑えるため、政府の方針や行動計画に基づき、迅速に対応方針を決定し実施してまいります。期間中も安定した管理業務を提供し、お客様への影響が最小限となるように努めて参りますが、お電話でのお問い合わせ等に時間を要する事が想定されます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1) 期間

2020年4月13日(月)～2020年5月6日(水)

※政府機関のアナウンスや情勢に応じて変更する場合がございます。

2) 内容

- ・業務内容に応じ、在宅勤務及びフレックスタイム制を導入致します。
また、状況に応じ営業時間の短縮を行います。
- ・お客様、お取引先様との面談、会議を原則見合わせ致します。
また、感染拡大の状況に応じ対応を見直して参ります。

3) ご連絡について

営業時間中(上記期間中平日9時半～17時)は通常通り代表電話へご連絡をお願い致します。

営業時間外の緊急の際は各営業携帯電話または弊社委託の24時間緊急コールセンター(0120-10-7171)へご連絡をお願いいたします。